

粕屋町

事業系ごみの減量・再資源化にご協力を！

事業所のごみの出し方

事業系ごみとは

法人・個人、営利団体・非営利団体、量の多少に関わらず、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・診療所などの事業活動により排出されるごみは全て「事業系ごみ」です。

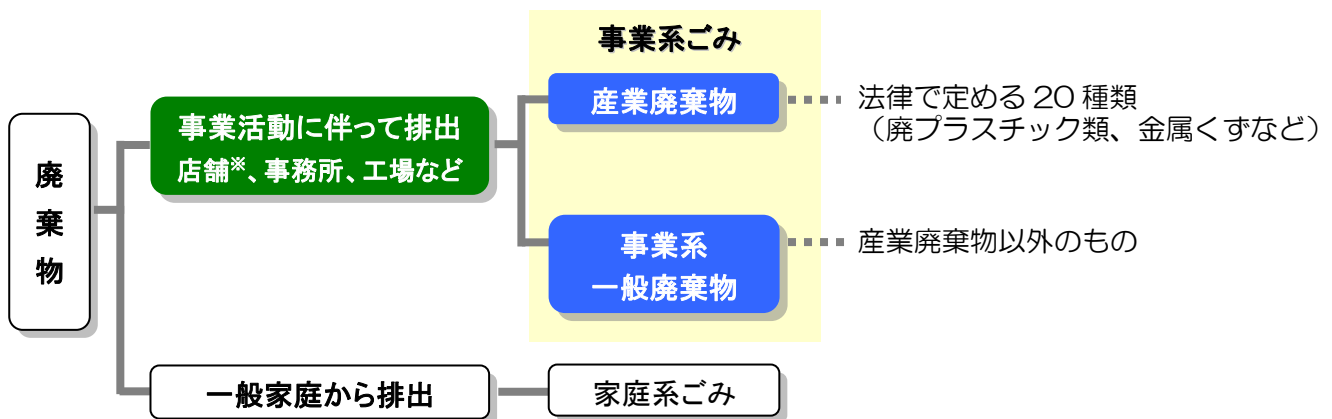
事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法律」とします。）の第3条には、事業者の責務として以下の事項が規定されています。

- (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより減量化に努めること。
- (3) 廃棄物の減量、適正処理等について、国や地方公共団体の施策に協力すること。

事業系ごみの種類

廃棄物はその排出元から「事業系ごみ」と「家庭系ごみ」に分けられます。さらに、「事業系ごみ」は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。



※店舗併用住宅の場合、店舗部分から排出されるごみは事業系ごみ、住宅部分から排出されるごみは家庭系ごみとなります。

事業系一般廃棄物とは

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のものです。また、粕屋町では、弁当がらや空き缶などの従業員の飲食や個人消費によるものに限り、事業系一般廃棄物として取り扱います。

分別区分	例	備考
可燃ごみ	紙くず (雑誌、新聞紙、コピー用紙、カタログ、ダンボール等) 	特定の業種を除く
	木くず (木製机、テーブル、いす、棚、板切れ等) 	特定の業種を除く
	繊維くず (布製の衣類、布団、座布団、毛布、じゅうたん等) 	特定の業種を除く
	動植物性残さ: 生ごみ (調理くず、食べ残し、期限切れ食材等) 	特定の業種を除く
	プラスチック製容器類(弁当がら、レジ袋、菓子袋等) 	従業員の飲食や個人消費に限る
燃えないごみ	従業員の所有物で個人の消費に伴って事務所等で発生したもの(湯のみ、コップ、かさ等) 	
缶・びん	従業員が飲食したもの(ジュース缶、ジュースびん、菓子缶等) 	従業員の飲食や個人消費に限る
ペットボトル	従業員が飲食したもの(飲料用のペットボトル) 	

産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみのうち、法律で定めるものです。次の20種類が規定されています。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
あらゆる事業活動に伴うもの	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)		

出典) (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターHP

産業廃棄物の処理方法

町では収集運搬を行いません。また、「クリーンパークわかすぎ」でも受け入れを行っていません。産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者（県知事の許可）に委託し、適正に処理をしてください。

◎産業廃棄物の処理に関するお問い合わせ先◎

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会 TEL 651-0171

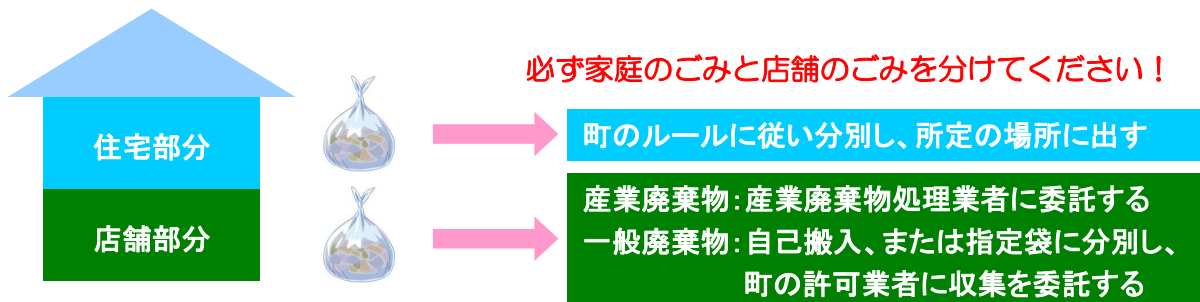
家庭ごみの収集所に事業系ごみは出せません

粕屋町では、事業系ごみの収集運搬は行っていません。家庭ごみの収集所に出せるごみは、家庭から排出されたごみだけです。事業系ごみを家庭系ごみの収集所に排出する行為は、わずかな量でも「不法投棄」とみなされます。また、ドラム缶などでの野焼きによる焼却も法律違反となります。法律では、

不法投棄又は野焼きした者に対する罰則を『5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこれらの併科』と定めています。（※法人の場合は3億円以下の罰金と定めています。）



併用住宅の場合



一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合

町の許可業者と契約してください

許可業者

有)中村産業 TEL 938-3395

有)福澤商会 TEL 938-1840

指定ごみ袋に入れ所定の場所へ搬出

指定ごみ袋

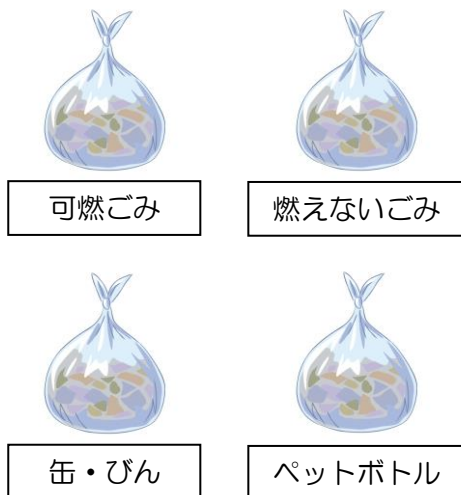
70L ごみ袋 100 円(1 枚あたり)

45L ごみ袋 65 円(1 枚あたり)

可燃ごみ、燃えないごみ、缶・びん、ペットボトルに分別して出してください。

排出方法

指定ごみ袋を購入し、4 区分に分別したうえで排出してください。



- ごみを袋に入れる際は、ごみ袋がやぶれないようにしてください。
- 生ごみは水切りをよくして出してください。
- 口は必ず結んでください。
- 決められた日時・場所に出しましょう。
- リサイクルを進め、ごみを減らしましょう。
- マナーを守って町をきれいに。

注意！ 許可を受けていない業者にはごみの運搬や処分を依頼できません。

事業者は自己の排出した廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、町の許可を受けた業者など、法律で定められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、『5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金または併科』に処せられます。

処理施設へ自己搬入する場合

粕屋町役場で許可証を発行します

受付 TEL 938-0198

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

平日 道路環境整備課

土日祝日 役場裏警備員室

クリーンパークわかすぎへ搬入

受付 TEL 947-5304

月～金曜日（祝日は除く）、

第2・第4日曜日

午前 9 時～午後 4 時まで

処理手数料

10kgにつき 100 円

計量後、クリーンパークわかすぎにて
徴収します。



事業所の所在地が粕屋町と確認できるものを持参してください。

ごみ袋販売店一覧

H26.7.31 現在

行政区	販売店	電話番号	行政区	販売店	電話番号
大隈	なのみの里	938-2581	甲仲原	スーパーさかや	938-3263
戸原	Y ショップツインズ	938-3015	乙仲原西	ミスターマックス粕屋店	623-1001
長者原 (上・中・下)	藤倉酒店	938-2636	若宮	ヒタヤ本店	938-2301
	ドラッグストアコーエイ	931-7988	袖須	山下商店	621-7622
	ローソン福岡魁誠高校前店	938-3603		セブンイレブン粕屋仲原郵便局前店	623-8566
	大川薬品	938-1533		セブンイレブン粕屋袖須駅前店	622-1400
	㈱倉田	938-2708		ローソン粕屋袖須駅前店	621-8480
内橋 (1・2・3) サンライフ	ファミリーマート内橋店	623-8925	許可業者	(有)中村産業	938-3395
			(有)福澤商会	938-1840	

※ 販売店は変更となる場合があります。在庫状況は各販売店にお問い合わせください。

粕屋町におけるごみの状況

粕屋町のごみ総排出量(平成24年度)は約11,860トンで、このうち約26%(約3,020トン)は事業系一般廃棄物です。

事業系一般廃棄物の処理費用(平成24年度)は約1億6千万円で、粕屋町が全額負担しています。

一方、家庭系廃棄物の処理費用については、指定ごみ袋を導入し、町民の方にごみ処理費用の一部を負担していただいています。

事業系一般廃棄物指定ごみ袋の導入

粕屋町ではごみの排出抑制、処理費用負担の公平性確保を目的に、平成26年8月1日より、事業系一般廃棄物の指定ごみ袋(有料)を導入します。

これまで、事業系一般廃棄物については、その処理費用の全額を粕屋町が負担してきましたが、以下の状況を考慮し、指定ごみ袋(有料)を導入することになりました。

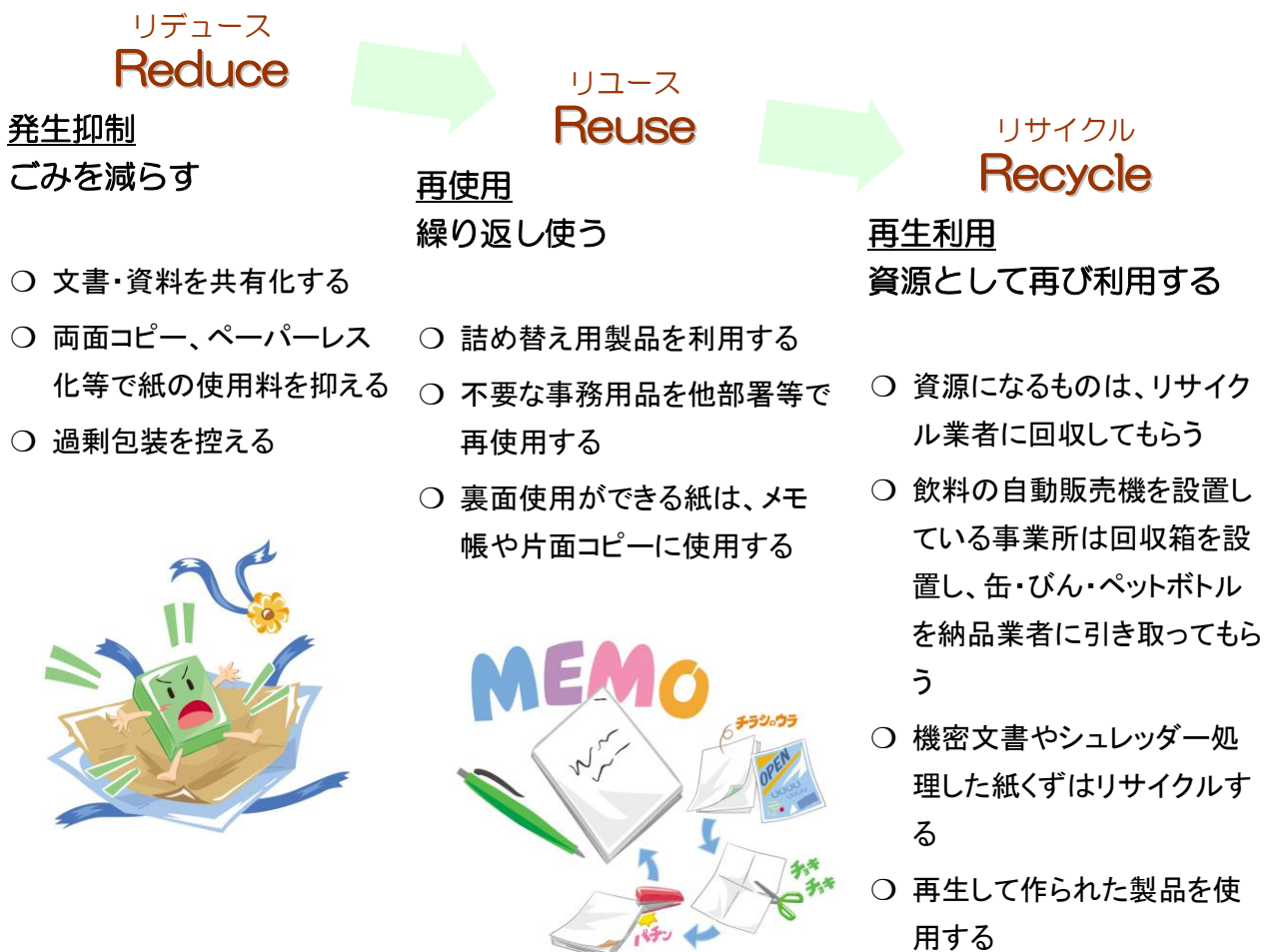
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第3条 事業者の責務の中で、事業活動に伴って排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理するよう規定されていること。
- 現状、家庭系廃棄物については、町民の方が処理費用の一部を負担しているものの、事業系一般廃棄物については、排出者による負担がなく、公平性に欠けていること。

3R（スリーアール）のすすめ

3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字をとってつくられた言葉です。

- ① Reduce（リデュース）：ごみを減らすこと
- ② Reuse（リユース）：繰り返し使うこと
- ③ Recycle（リサイクル）：資源として再利用すること

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルは、処理しきれないほどの廃棄物を生み出しました。それにより、ごみ埋立処分場が不足したり、石油などの貴重な資源の枯渇も心配されるなど、さまざまな問題が発生しています。このような「使い捨て型社会」から脱し、「循環型社会」に変えていくために、3Rの取り組みを進めていくことが必要です。



ごみの減量・リサイクルを推進することは、環境負荷を低減するだけではなく、**廃棄物処理に掛かる費用の削減にもつながります。**

事務所で発生する古紙の回収や再生紙の利用、飲食店での生ごみの発生抑制・リサイクルなど、各事業所の事業形態にあったごみの減量・リサイクルのシステムをつくりましょう。



ストップ野焼き！！ ごみの野外焼却は禁止されています！

野焼きとは？

適切な焼却設備（法律で定められたもの）を使わずにごみを焼却することです。以下のような場合が該当します。

- 庭・空き地等において、ドラム缶や地面でごみを燃やす
- ブロック等で囲んだ場所でごみを燃やす
- 基準に適合しない焼却炉でごみを燃やす

何故、野焼きはダメなのか？

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周囲に大変な迷惑をかけます。また、野焼きは、燃焼温度が低く不完全燃焼となり、人体に有害なダイオキシン類が発生しやすくなります。

野焼きをすると罰せられます

野焼きは法律で原則禁止とされています。法律に違反すると、『**5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこれらの併科**』となります。また、**法人の場合は3億円以下の罰金**となります。

【野焼きの例外】

以下のような野焼きについては、例外的に認められています。**ただし、周囲に迷惑をかけることが大前提となります。**

- 国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川敷の草焼き、道路そばの草焼き
- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害等の応急対策、火災予防訓練
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例) 小規模な落ち葉焚き、キャンプファイヤー

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、「周りに洗濯物が干されていないか」「風向きで住宅に煙が行かないか」など、近隣の事を考えてください。**近所の人から理解が得られない野焼きは、例えほんのすこしの焼却でも、ご遠慮していただくようお願いいたします。**みんなで協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。